## フィンランドにおける近代化初期の児童養護と児童福祉と教育の連携

# -近代化の経緯からの基礎的考察-

坂 本 真 由 美 (中村学園大学)

The Basic Study of Connection with Child Protection, Child Welfare and Education in Finish Early Modernization

Mayumi Sakamoto

#### はじめに

フィンランドといえば、福祉国家としてのイメージが強いと考えられるが、そもそもなぜフィンランドがそのような福祉国家としての発展を歩むことができたのか。本稿では、福祉の中でも子供に焦点を当て、フィンランドの児童養護と児童福祉の発展と教育の結びつきについて、Hämäläinen(2012)の論文を翻訳しながら、研究ノートとして基礎的考察を行う。

# 1. フィンランドにおける児童養護の初期

### (1)スウェーデン支配下の児童養護

Hämäläinen は、フィンランドにおける児童養護の歴史を、1850年までが初期として区切っている。12世紀よりスウェーデン領であったフィンランドは、スウェーデンとロシアによる度々の戦争に巻き込まれており、そのような時期のフィンランドでは、個々の子供の最善の利益という言葉の元に国家による家族支援が行われていたものの、その家族支援は、主に国民高揚、雇用促進、軍事的政治的理由であり、個々の子供を擁護するのが起源でないため、児童養護としては見なされないという。社会が形成される初期には、どの社会にもこのような個々の子供の利害と社会の利害の間には常に緊張状態があるものだが、児童養護というものは、子供達に対する最善の利益という概念と、子供達が必要としていることは何か、というこの2つを基礎に発展するものであると彼は述べている(1)。

### (2)フィンランド大公国時代 (1809~1854) における児童 養護に対する政治的意識の高揚

1809年には、ロシア・スウェーデン戦争におけるスウ

ェーデンの敗北により、フィンランドはロシア領となり、 ロシア皇帝アレクサンドル1世が立憲君主制のフィンラ ンド大公国を成立した。

ロシア支配下で比較的自治を許されたフィンランドでは、この時期に政治的自立をするための支援体制や政治的自立を象徴するための重要な基盤が形成された。例えば、それまでの公用語であったスウェーデン語にフィンランド語が加わり、1835年にはフィンランド語によるフィンランドの民族叙事詩『カレワラ』が出版された(2)。

### 2. 1855 年から 1917 年までの児童養護

### (1) 近代化の過程で生まれた国家形成としての児童養護

1855年からロシア皇帝アレクサンドル2世がフィンランド大公となり、フィンランドは自治政府の元、更に民族意識が強くなった。当時、ヨーロッパの他国では近代化が進んでいたが、近代化が遅れて始まり、ゆっくりと進んだフィンランドでは、近代化によって社会秩序が激変し、子供が十分な世話を受けず、悲惨な状況になるヨーロッパの他国の事実を見ることになる。このことによって、フィンランドでは、児童養護というものが国家形成に重要なものであると政治的にも覚醒がなされ、宗教的慈善的な動機にも繋がり、児童養護が国家を形成するための一部として捉えられた。

フィンランドにおいて、子供の新しいニーズを理解しようとするこの姿勢は、社会に対しても子供に対する新しい気づきを与え、社会学者、心理学者、教育学者による新しい児童養護の研究を刺激し、特に乳幼児期の研究や教育学方法理論の研究に刺激を与えた。これらの研究は、ドイツ、北欧諸国、イギリスにおける経験論と発達論から影響を受けたが、フィンランド独自の改革と実践

もあった。例えば、多くのヨーロッパでは、親から十分に育てられなかった子供は農家に売られ、里子に出され、これは運命だというような言い方もされたが、農家はこのような子供たちから利益を得、孤児や病気の子供をコミュニティの他の家族が世話をするといった社会秩序を生み出した。

一方、フィンランドは、子供と家庭こそが支援が必要な階層なのだと認識し、この気づきは、小説家、芸術家、ジャーナリスト、社会活動家によって促され、発展していった。フィンランドでは、新しい児童養護の理解と組織化が、自治政府とフィンランド市民の両方で強く押し進められていったのである。

更に、フィンランドが、公的に児童養護の活動を組織化できた方法としては、フィンランドの社会秩序における特別な位置を占めていた地域の自治体としてのルター派の教会にも着目しなければならない。教会は、貧しい人々に対し社会的に世話をする責任があり、このシステムが、1860年代にフィンランドの全国的な地方当局の制度に置き換えられ、そこから社会的ケア、学校制度、教育活動が、自治体によって益々組織化されていった(3)。

# (2) 近代化の過程で生まれた家庭支援と少年非行防止の 役割分担

大公国時代のフィンランド自治政府は、家庭支援にも 力を入れた。その最大のものは貧困と他の社会問題の根 絶であった。そのための組織化や経済的支援の責任を政 府は担った。また、児童養護の一環としては、自治政府 は少年非行の予防と未成年犯罪者の再社会化に特に責任 をもった。例えば、自治政府と自治体で、そのような若 者に対する役割分配を行った。自治政府は主に非行少年 に対し、自治体や非政府団体は、主に育児放棄された子 供や若者に対し責任を担った。

19世紀末には、社会学的に、犯罪と社会状況が関連していることがヨーロッパで着目され、フィンランド自治政府も、少年非行を最も社会を脅かすものとして見なし、少年非行防止を目的とした教育的介入を社会で発展させることに注意を払った。

一般的に児童養護を必要とする子供達には2集団があるとされた。1つは十分なケアが与えられなかった子供、もう1つは、道徳の育ちが不十分な子供である。しかしながら、フィンランドは、子供の不適切な行動は、社会的にも道徳的にも不十分な生活条件とリンクしているとして、社会的に反する(asocial)子供のケアと支援に注目した(4)。

# (3) 若者の犯罪に関する法制化よりも福祉を選んだフィンランド

19世紀末より、北欧諸国では若者の非行や不適切な行動の対応に関して、法的なモデルよりは福祉的モデルが探究された。子供の非社会的行動は、社会の不秩序、心

理学的な不秩序として概念化され、子供の非社会的行動 を犯罪法における結果として見るのではなく、児童福祉 の枠組みで、支援とケアが必要な子供として見ることに 注意が払われた (5)。

フィンランドが若者の犯罪に対し法の整備よりも児童福祉の枠組みを重視した背景には、当時直面した社会混乱が影響している。1848年のヨーロッパ革命によるデンマーク絶対王政の崩壊、1871年のドイツ帝国成立、1881年にはロシア皇帝アレクサンドル2世フィンランド大公が、ロシア国内のナロードニキ過激派組織「人民の意志」党員によって暗殺されたのである。この事件によりロシアは民族統制に動き、対独戦争の準備の強化に入った(6)

このような社会混乱の中、フィンランドにおいても、子供に対して十分な世話ができず、子供を産むことさえも難しい状況に陥る家族やコミュニティも存在した。近代化への道は社会の機能不全を起こし、子供に対してはネグレクトや虐待も起こった。近代化の過程の中で、ロシアを巡る様々な民族意識を脅かす混乱状況を経験したフィンランドは、自立的な社会として発展するための基盤づくりを目指すことになる。児童養護は、その自立した社会形成の基盤となる概念として、フィンランド人の社会的政治的な意識を早くから高めることに繋がった

フィンランドが、少年非行に対する福祉的ケアと支援を重要視したのは、戦争に巻き込まれながらもいかにフィンランド国家を形成し維持するかが常に民族意識の課題として存在したことや、ロシアに対するテロ行為を行う若者の脅威を目の当たりにしたことで、フィンランドの若者をいかに育てるかという、当時の社会混乱の背景を巡る課題があった。結果、フィンランド自治政府が児童養護と児童福祉に基軸を置き、他国の近代化によって生じた問題を参照し、その予防と解決を行い、国を支える子供の育成こそ最大の国家形成の方法として選んだのは、児童養護、児童福祉、教育を結び付けるという近代化への舵取りであった。

### (4)児童養護、児童福祉、教育が連結した児童法の提案

1899 年にフィンランド自治政府は、教育のような養護 (protection-like education)」という言葉を用い、児童法 (Children's Act) 作成のための委員会を立ち上げた (9)。

しかしながら、1894年に即位したロシア皇帝ニコライ2世フィンランド大公が、高まるフィンランドのナショナリズムを恐れ、1899年にフィンランドの自治権廃止宣言を行い、フィンランドは自治を奪われ、ロシア化政策が強化された。このことで、フィンランドの中でも反ロシア意識が高まり、1904年にはフィンランドの民族主義者によってロシア人フィンランド総督ニコライ・ボブリコフ将軍が暗殺され、反発を恐れたロシアはフィンラン

26 坂 本 真由美

ドの自治権の回復を認めた (10) (11)。

1905年、フィンランド自治政府は児童法の提案を提出するに至った。それは進歩的で、分析的で、システム的で、児童養護の基盤、原理、組織化のための導入となった。

しかし、この児童法は社会的混乱の中、公布には至らなかった。1917年にはロシア革命によりロシア帝政が終わり、フィンランドは独立宣言をしたものの、フィンランド内にロシア派労働者階級も存在したことから、フィンランドは内戦にも苦しむことになったのである(12)。

### 3. 1905 年の児童法の提案に至るまで

### (1) ネグレクトの子供のケアの維持

ここでは、公布には至らなかったが、1905年に提案された児童法がどのようにフィンランド自治政府によって法制化されていったのか Harrikari (2011) の論文からその流れを考察する。

まずフィンランド自治政府においては 1897 年より児童法の法制化の作業が始まったといえる。フィンランドでは、ネグレクトされた子供達の位置づけとケアについて定義がまだなされていなかったため、まずネグレクトの子供のケアと支援について法制化に向けて議論がなされた。基本的にはネグレクトの子供の家の確保と維持である。ネグレクトの子供に対しては、「十分なケアの提供」というより、「ケアの維持」の方に焦点が当てられた。

1870 年にはネグレクトの子供や孤児を養護する公的要素も含む団体ともいえる「ネグレクトの子供協会 (Association for Neglected Children)」が設立された。この協会は、子供の規範意識の崩壊(norm-breaking)と不適切な行動(disorderly behavior)に対し面談をすることが目的であったが、ネグレクトの子供と孤児の世話をすることが実践となった。そこから他にも慈善団体による子供のケアと養護が組織化されていった (13)。

### (2)不適切な行動と犯罪を起こす子供の養護と福祉

不適切な行動(ill-mannered behavior)をする子供及び犯罪を起こした(criminal behavior)子供については、フィンランドでは「悪行の転換(Evil Deed Roll)」という1734年の刑法があり、悪行を犯した7-14歳の子供は処罰を受けるか施設に入所させられた。当時犯罪者は15歳からが対象であったが、不適切な行動をする子供や犯罪を起こす子供の多くが親と別れており、1894年には、15歳以下の子供についても注視されるようになった。1888年には、国会で子供の権利としつけに関する議論がなされた。即ち、しつけは父親が行うものという伝統的な見解と、ある特殊な環境にある子供については社会が介入する権利があるという見解の間で議論がなされた。最終的には、養護が必要な子供は「社会的な子供」であるという概念へと変化し、前項で述べた「ネグレクトの子供協会」の養護の概念が、子供の非行についても当て

はめられることになった。しかし、児童養護に関して困難だったのは、不適切な行動をする子供と、犯罪を起こす子供の区別であった。

フィンランド刑務当局長であった Gripenberg は、刑務 所に収監されている若者や矯正施設に入所している若者 を観察し、1882年から統計を取った。その結果、刑罰の 対象となった若者は都市部と産業地域出身者が多いこと、 地方にも生まれながらに徘徊の傾向や仕事を継続できな い若者がいるということが分かった。Gripenberg の発言 を巡る議論から、1897年にフィンランド自治政府は児童 福祉法についても強調をし始め、不適切な行動をする子 供と犯罪を起こす子供に関して、道徳的ケアと教育を行 うことを決めた。更に、自治政府は、刑務所に関わる協 会関係の人物や経済関係の委員会とも連携し、どのよう にこれらの子供達を国家として養護するか、という議論 を行った。1902年には、児童福祉について検討する委員 会(児童福祉委員会)が立ち上げられ、ロシア派フィン ランド総督から議論を急ぐように命令されても、委員会 はゆっくりと議論することを重要視した(14)。

### (3) 子供の社会的行動による養護施設の区別

児童福祉委員会は、そもそも子供の問題は、置かれている環境、地域性、家庭環境に原因があるとし、地方の聖職者、小学校教師に対して子供の行動に関する調査を行い、情報収集を行った。その結果、子供の問題行動は、工場エリア、郊外、街で多く見られることが分かった。そこで児童福祉委員会は、不適切な行動をする子供、犯罪行動をする子供、ネグレクトの子供に分けたが、このような子供たちは乱数の中の乱数とされた。

その後、児童福祉委員会はこのような子供達は、社会的教育(Societal Education)が必要な子供達とし、ネグレクトの子供達は親から離し、子供の家(children's home)及び養子へ、不適切な行動をとる子供はシェルターや学校付属のコロニーへ、犯罪行動を起こす子供は拘留施設へと分け、養護を行った。拘留施設は石造の建物で監視もできるようにはしたが、不適切な行動をする子供の施設は、木造建築にするなど、施設の建物環境についても検討がなされた(15)。

このように、フィンランドは、ネグレクトの子供、不 適切な行動をする子供、犯罪行動をする子供は、全て社 会的な教育が必要な子供達であるとし、養護を維持する ことを重視し、親から離し、施設を中心とした養護と教 育を結び付けた社会的教育によって、道徳的な育てを行 う児童養護と児童福祉を目指す道を歩むことになった。

#### まとめ

本稿は、フィンランドにおける社会的教育について記述された主に2つの論文の翻訳を通して、近代化過程におけるフィンランドがなぜ、他のヨーロッパとは異なる、児童養護、児童福祉、教育が結びついた社会的教育を行

うに至ったか考察した。その根本には、ロシアとスウェーデンという支配国に翻弄された歴史とそこで芽生えた 民族意識、先に近代化したヨーロッパ諸国の実態を目の 当たりにすることで、社会での子供の育成こそが最も国 家形成の支えであると認識したことにあった。

また、フィンランドが児童養護、児童福祉、教育を結び付けたのは、第1次世界大戦前に、養護が必要な子供を分析的に類型化し、それらの子供に養護を与えるのではなく、養護を維持することに重点を置き、子供の道徳心の育ちを促すためにフィンランド自治政府が、聖職者と教師を児童法の法制化に向けて議論に巻き込んだことも背景にあった。Hämäläinenも述べているように、フィンランドの児童養護と児童福祉は、国家と自治体と非政府団体など全てのセクターが共に動いたことが特徴である。

今回は、フィンランドにおける、近代化に向けて混乱した社会に置かれた子供を中心に芽生えた養護と福祉と教育の結びつきについて考察したが、現在でさえ日本も諸外国も似たような状況を抱えていると考えられる。再度、福祉と国家、福祉と国民や市民の関係性について、他国と比較をしてでも、世界に共通する子供の最善の利益及び本当に子供が必要としていることは何かについて、過去を振り返って議論と検討を続け、その綻びに対して社会の全ての大人が今を向き合わなければならないと考える。

### 引用・参考文献

- 1 ) Juha Hämäläinen "Developments in Child Protection and Child Welfare Policies in Finland" in Juha Hämäläinen, Brian Littlechild, Oldřich Chytil, Miriam Šramatá, Emmanuel Jovelin (Eds.) "Evolution of Child Protection and Child Welfare Policies in Selected European Countries" ERIS (European Research Institute for Social Work) Publisher Albert, 2012, pp. 128—129。
- 2) 石野裕子『戦後フィンランドの民族文化研究における「スラブ文化影響説」と政治の関係』科学研究費助成事業研究成果報告書課題番号 24720157、研究期間 20212-2014、<u>kaken.nii.ac.jp\_24720157seika 石</u>野.pdf 2023.9.4
- 3) Hämäläinen、前掲書、pp. 129-130。
- 4) Hämäläinen、前掲書、pp. 130-131。
- 5) Hämäläinen、前掲書、p.131。
- 6) 百瀬宏、「フィンランド史における「東方関係」: 《研究動向の紹介》」、スラヴ研究 13、1969、 pp. 111-129、フィンランド史における「東方関係」: 《研究動向の紹介》 (hokudai. ac. jp) 2023. 9. 4
- 7) 三石善吉、「ロシア帝国の「保護国フィンランド」 -武器なき「国家」防衛の二戦略」筑波学院大学

- 紀要第 16 集、pp. 47-61、<u>04MITSUISHI. pdf</u> (tsukuba-g. ac. jp) 2023. 9. 4
- 8) Hämäläinen、前掲書、p.131。
- 9) Hämäläinen、前掲書、p.131。
- 10) 百瀬宏、前掲書。
- 11) 三石善吉、前掲書。
- 12) Hämäläinen、前掲書、pp. 130-131。
- 13) Timo Harrikari, "The Making of the First Child Welfare and Juvenile Crime Acts in Finland 1897-1943" Vol. 9 No. 2 European History of Social Work, 2011 View of The Making of the First Child Welfare and Juvenile Crime Acts in Finland 1897-1943 | Social Work & Society (uni-wuppertal.de) 2023.9.4
- 14) 同上書。
- 15) Harrikari、前掲書。